

No	大分類	中分類	提出された意見等	ご意見等に係る背景と考え方
1	委託料の支払い	委託料の額	<p>・旧：販売金額に100分の20を乗じた金額（税込）。これからも（令和4年4月1日から）も上記の旧：販売金額に100分の20を乗じた金額（税込）のままの委託料の支払でお願いできればと切に思います。</p>	<p>・市内から排出される一般廃棄物については、年間1万5千t弱で推移し、このうち、主に指定ごみ袋を使用し、集積所に出される可燃ごみ量は1万1千t弱になります。また、近年、一人当たりのごみ量としては、新型コロナの影響等もあり、増加傾向にあります。</p> <p>・一方、ごみ処理に係る経費は、毎年3～4億円を要する維持管理費に加え、現在、新処理施設整備に係る経費として30億円弱を支出しています。</p> <p>・もとより、廃棄物処理は、平時に限らず、新型コロナや災害などの非常時においても、安定的持続的な処理体制の確保が強く求められており、地域の公衆衛生の確保、並びに環境美化保全のための基幹となり、代替の利かない事務事業でございます。</p> <p>・このようなことから、こうした背景等を踏まえ、廃棄物の適正処理、ごみの減量資源化に向けて、関係法令、並びに、小美玉市一般廃棄物処理計画に基づき、市民、事業者、行政が一体となって、それぞれの責務を果たし、コストを負担しあいながら、この促進に取り組む必要があるものと理解しております。何卒、当地域における廃棄物処理に係る背景や、背景を踏まえた要綱改正の趣旨にご理解をいただきますようお願い申し上げます。</p>
2	-	-	<p>・可燃ごみ指定ごみ袋（20L）の販売促進という事で文書をいただきましたが、準備をする中で1回の購入で2ケースまでという制限がある為、まだ展開に至っておりません。市民の方からの問い合わせが寄せられているという事から十分な数量を確保出来てからの販売と考えております。</p>	<p>・可燃ごみ指定袋（20L）につきましては、世帯員数の減少や高齢社会などの地域社会の趨勢を踏まえ、市の手数料条例を改正のうえ、令和3年度から施行し、6月より取扱店への販売を開始しております。</p> <p>・販売直後ということ、また、各店舗での取扱展開を考慮し、当初、販売数量の制限をお願いしております。</p> <p>・現時点（令和3年9月末）では、生産体制も整い、在庫も確保されておりますことから、積極的にご購入いただき、市民の需要に応え得る体制について、取扱店の皆さまとともに構築してまいりたいと考えております。</p> <p>・なお、指定ごみ袋の作成につきましては、行政が単年度会計主義によること、さらに、厳しい財政事情のなかで、潤沢な数量を確保する予算配分には一定の限界があるのが現状でもございますことから、各取扱店において十分な数量を確保するとの視点では、そもそも指定ごみ袋の作成数量を見込んでおりません。あらかじめ、こうした事情についてご理解いただきまして、引き続き、廃棄物の適正処理にご協力のほどお願いを申し上げます。</p>